

令和4年3月30日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消しを行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名

株式会社磯前商店（法人番号050001006586） 代表取締役 磯前廣史

(2) 住所

茨城県ひたちなか市山崎3218番地2

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由

株式会社磯前商店の役員が、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ^{※1}）に該当する者であることが判明した。

このことにより、同社は法第14条の3の2第1項第4号で規定する法第14条第5項第2号ニ^{※2}に該当するに至ったため。

※1 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

※2 法人でその役員のうち※1に該当する者のあるもの

4 処分年月日

令和4年3月29日